資料２－４

2014 年 11 月 19 日

独占禁止法審査手続についての懇談会
座　長　　宇　賀　克　也　殿

同懇談会委員　榊　原　美　紀

報告書素案の加筆修正について

先日事務局から送付された報告書素案に関し、これまでの議論の経過を踏まえ、加筆修正すべきと思われる点について、以下のとおりお示しさせていただきます。

【弁護士・依頼者間秘匿特権】

（１）本懇談会においては、秘匿特権を導入すると実態解明機能を阻害するとの指摘があるが、秘匿特権の制度設計次第で十分にクリアできる問題であり、その認識（前提）に誤りがある。また、根拠や範囲についての異論は少なく、かなりの議論がなされたのは具体的制度設計の詳細部分についてである点も正確に反映されたい。必ずしも調査権限の強化を行わなければ導入できないというような制度ではないのであるから、整理として記載されている「調査権限の強化の問題と並行して」部分については削除されるべきである。

（２）報告書１４頁第３段落冒頭の「仮に秘匿特権を認めた場合」の前に、「弁護士の制度と公正取引委員会の調査権限の制度間の調整として」と追記されたい。

【供述聴取に関連する論点】

（１）メモの録取については、別紙意見書のとおり。

（２）任意の供述聴取に法的な義務が課せられていないことを明確にする観点から「任意の供述聴取については法律上の根拠がなく（供述人が拒否すれば審尋が行われ、それに応じなければならないという点で、心理的な意味で義務があると感じることはあるかもしれないが）形式的な意味で実態解明への協力の受忍義務があるとはいえない」（第１１回中川委員発言）を意見として記載すべきである。

【今後の課題】

（１）防御権の強化に関する懇談会において、調査権限の強化について提言する内容が報告書に含まれることは、懇談会の趣旨を逸脱するものである。すなわち、懇談会の整理として、防御権の強化と調査権限の強化は「併せて検討を進めていくことが適当であるとの結論に至った」（Ｐ３５）とされている点、ヒヤリング、パブコメ、委員の意見を見る限り、一部の委員の意見のみを採用したものであり、削除されるべきである。経済界は、本懇談会の趣旨に鑑み、調査権限の強化に関する意見を述べていないにもかかわら

ず、調査権限の強化を求める意見のみを提言として記載することは、報告書としての中立性・公平性を欠くものである。

仮に調査権限の強化に関して記載するにしても、論点ごとに、防御権の強化に関する指摘事項として触れれば足りる。

（２）「懇談会としての整理」（Ｐ３４）において「時間の制約もあり詳細な検討に立ち入らなかった」とあるが、時間の制約上検討しなかったのではなく、そもそも調査権限の強化は本懇談会における検討の対象ではないのであるから、当該文言を削除すべきである。

以　上